



長野県報

1月14日(木)
令和3年
(2021年)
第170号

目次

規則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（園芸畜産課家畜防疫対策室）…………… 1

告示

土地収用法に基づく事業の認定（総合政策課）…………… 1

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）…………… 2

自然公園法に基づく国定公園事業の変更及び図書の縦覧（自然保護課）…………… 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）…………… 3

長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）…………… 3

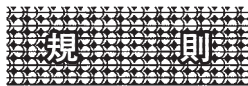
公告

総合評価一般競争入札（財産活用課）…………… 3

都市計画案の縦覧（2件）（都市・まちづくり課）…………… 5

土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）…………… 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 5



家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布します。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第1号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和58年長野県規則第43号）の一部を
次のように改正する。

第4条中「別表第1の55の(3)」を「別表第1の55の(4)」に改め
る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室



長野県告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）
第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和3年1月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
豊丘村
- 2 事業の種類
観光拠点施設（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲字林里地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）
観光拠点施設（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）
は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公
共の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20
条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）
本件事業の起業者である豊丘村は、事業遂行について必要な